不動産と地域情報
中央プランナー since1990 NEWS ニュース No.72
2026年11月

お陰様で37年目！

選ばれる、不動産業者になるために！



皆さん、こんにちは。お陰様で当社は10月末に**創業36年**を終え、今月から**37年目**を迎えることができました。現在、当社のスタッフは3名（女性7人・男性6人）で、不動産に関するあらゆる分野（賃貸仲介・売買仲介・賃貸管理・建物管理・不動産コンサル等）で皆様のお役に立てる会社を目指しております。

現在、不動産業者は全国に約**13万**存在します。そのうち現在、**川崎駅**（川崎区・幸区の一部）を地盤にして**「不動産業の免許登録」**をしている業者は！！！

約300社！とても多いと思いませんか？



しかし、そのうち不動産を本業にしている業者は、100社もないとおもわれます。以前にも、この情報誌でお話しましたが、

不動産業は大きく分けて6つの部門があります。

「賃貸仲介」・「賃貸管理」・「売買仲介」・「不動産売買」・「建物管理」「コンサルタント業務」です。しかし、当社のように、この、すべての業務に携わっている川崎の業者は、おそらく**10社**は無いのではないでしょうか。

このように非常に少ないのは、理由があります。

それは、**不動産コンサルタント業務**が、相続や税務、建築など不動産の総合的な知識を要求されるためです。

川崎中央プランナーから、お客様へ・・・・・・・・

数ある不動産業者から、当社を選び取引して頂いているオーナー様には、本当に感謝しております。今後も地域一番の**総合不動産会社**を目指して業務のスキルアップに努めます。今後とも宜しくお願い申し上げます。



なんでもご相談ください！　複雑な内容！大歓迎です！！

中央プランナー since1990
〒210－0005　神奈川県川崎市川崎区東田町5番地3ホンマビル1階
☎044－246－5831　✉company@kcp.gr.jp

《今月のトピックス!!》

① 家族で守る不動産　volNo15　「親心が生んだ公平は、不公平？」

9 月 18 日掲載



子どもたちに公平に財産を分けてやりたい。お客様からよく聞く優しい親心です。しかし、親が考える公平が、子供にも公平とは限らないようです。

川崎区・幸区

先日、こんなことがありました。お父様が亡くなった際、同居して面倒を見ていた末っ子の長女が実家の土地建物を、お母様がその他の財産を相続しました。その後、お母様も他界。残された財産は、築古のアパートとわずかな現金。お母様は生前、「長女は実家をから、アパートは長男へ。現金は長女へ」という**遺言書**を残していました。

これで丸く収まる･･･はずが、長女から長男へ「私の遺留分（法律上の最低限の取り分）を**現金**で払って！」と請求が来たのです。長女にすれば「私が親の介護をしたのだから実家をもらうのは当然。母の遺産は別」という理屈。一方の長男は「古アパートを押し付けられた上に、なんでこれ以上身銭を切らなきゃいけないんだ」昔の家督制度と違い、現代の**法律はドライ**。お父様とお母様の相続は別物で、長女の主張は法的には通ります。

結果的に、手持ちがない長男はアパートを売却。きょうだいの縁は完全に切れてしまいました。お母様の遺言は間違ってはいません。しかし、子どもたちの**感情を見落としていた**のです。こんな悲劇を防ぐためにも、遺言を書く前に本当にこの分け方で良いのか、ご家族で話し合うことが大事です。

② 住宅ローンの金利はなぜ上がるの？





金利上昇のニュースが増えましたね。これは物価高でお金の価値が下がるのを防ぐためですが、金利がつくのは**経済が活発**な証拠でもあります。住宅ローンの変動から固定への切替など見極めは大切ですが、時代の変化を前向きに捉え、**賢く対応**していきたいですね。 お子様世代の住宅ローンも、金利が上がったから繰り上げ返済すれば良いという物でもありません。借り入れはうまく利用すれば**人生を豊かに**することができます。ご家族で対策を話し合ってみてはいかがでしょうか。

不動産賃貸管理・借地管理
相続対策、共有不動産の権利整理、売却は当社へ

中央プランナー
since1990

当社ウェブサイト

配信停止のご依頼は、お手数ですがこちらよりお願いいたします。

配信停止依頼